

定期監査等結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、定期監査等を執行したので、同条第9項の規定によりこれを公表する。

令和5年6月15日

砂川市代表監査委員 栗井久司

記

別紙のとおり

砂 監 第 2 9 号  
令和5年6月15日

砂 川 市 議 会 議 長      多 比 良 和 伸 様  
砂 川 市 長              飯 澤 明 彦 様

砂川市監査委員      栗 井 久 司  
砂川市監査委員      中 道 博 武

## 定 期 監 査 等 報 告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき定期監査等を執行したので同条第9項の規定によりその結果を報告する。

### 記

#### 1. 監査基準を順守

監査等は、砂川市監査基準（令和2年監査委員規程第1号）に基づき行った。

#### 2. 監査等の種類

（1） 財政援助団体等監査（砂川市監査基準第2条第1項第3号）

#### 3. 監査等の期日及び対象

月	日	対	象
令和5年6月	7日	砂川観光協会	

#### 4. 監査等の着眼点（評価項目）

財政援助団体等においては、財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうか監査等を実施した。

#### 5. 監査等の実施内容

令和4年度分における補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体に係る出納その他の事務の執行状況を中心に実施した。

#### 6. 監査等の方法

事務局長の出席を求め、所管事務について説明を受けて書類、簿冊等の監査等を実施した。

#### 7. 監査等の結果

監査等の結果の概要は、次のとおりである。

なお、留意すべき指摘事項については、口頭でその都度指導した。

## 砂 川 観 光 協 会

●当会計の監査は、市補助金に係る事業目的の整合性及び経理の執行について重点的に行った。

予算経理事務、補助金交付事務及び会費収納事務等については、関係帳票、預金通帳等により調査した結果、適正に処理されていることを認めた。

また、書類の保存は良好に行われ、適切に管理されていることを認めた。